

甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年11月24日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	清水和弘君	副委員長	滝川美幸君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議長	赤澤厚君		小澤重則君
----	------	--	-------

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田裕二君	防災危機管理監	山岡広司君
教育部長	小澤明君	収納課長	小宮山佳浩君
教育総務課長	名取藤吾君	学校教育課長	坂本公彦君
生涯学習文化課長	高須秀樹君	スポーツ振興課長	森川嘉亮君
収納管理係長	川上恵美君	防災減災係長	奥山正広君
消防防犯係長	高橋正樹君	指導監	金丸徹君
図書館長	保坂俊和君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	森田公
書記	池上恵		

内容

- 1 地方税統一QRコードの導入について（収納課）
- 2 甲斐市地域防災計画素案について（防災危機管理課）
- 3 令和4年度教育委員会の自己点検・評価報告書について（教育総務課）
- 4 その他

開会 午後 1時25分

○書記（森田 公君） ご参集大変お疲れさまです。また、先週行われました視察研修、大変お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めましてこんにちは。

ご参集ご苦労さまでございます。

去る11月14日、15日には長野県安曇野市、また、群馬県富岡市にデマンド交通視察研修、ご苦労さまでございました。

本市においてもご案内のように11月からA Iによるデマンド交通の実証実験を行っております。利用者数、登録件数もますますの出足のようで、公共交通機関のない地域あるいは高齢者対策として多くの課題があるものの、大変期待の持てるところですので、実証実験の結果について注視してまいりたいと思います。

さて、本日の議題、議案は1に地方税統一QRコードの導入について、2番目として甲斐市地域防災計画素案について、3に令和4年度教育委員会の自己点検・評価報告について、4番その他となっております。本日は多くの資料をもつての議案審議となりますが、円滑に進行いたしますようお願いをいたしまして、挨拶と代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

○委員長（清水和弘君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

1、地方税統一QRコードの導入について担当より説明をお願いいたします。

小宮山収納課長。

○収納課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。

収納課より地方税統一QRコードの導入について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお願いします。

1、QRコードのその概要につきましては、令和3年度税制大綱において令和5年度から地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割が追加されることになり、これに合わせて納付書に地方税統一QRコードの印刷が必要となりました。

令和5年度からはこの印刷が全国の地方公共団体で始まりますので、eL TAXまたはスマートフォン等で納められる税目が増えることとなります。

2に移ります。

甲斐市で導入するQRコードの対象税目につきましては、固定資産税と軽自動車種別割、市県民税普通徴収、国民健康保険税普通徴収を予定しております。今年度はQRコードを導入するための業務系の税システムの改修を行っており、現在はQRコードの印刷や読み取りのテストなどを関係機関と行っているところであります。

次に、3のQRコード導入後の納付方法につきましては、大きく分けて3つの方法となります。

(1) パソコン等からeL TAXによる納付。これは、パソコン等でインターネットを利用する納付で、今までも事業所等が特別徴収の市県民税などを納付しているものです。

次に、(2) 金融機関でのQRコードを利用した納付。これは、納税者がQRコードの印刷された納付書により金融機関の窓口で納付します。その後、金融機関がそれらの納付書のQRコードを読み込んで納付されるものです。

今までとの大きな違いは、今現在は甲斐市の指定した金融機関または収納代理の金融機関以外では納付ができませんでしたが、QRコードの読み込みシステムが金融機関で導入されていれば、全国どこの金融機関でも納付ができることになる点であります。

次に、(3) スマホアプリ等を利用した電子決済サービスによる納付。これは納付書のQRコードをスマホで読み取り、キャッシュレス決済で納付するものです。

現在納付書のバーコードをスマホで読み込んで、Pay PayとLINE Payで納付できますが、それに加えてほかのキャッシュレス決済やクレジットカードでの納付が可能となります。

利用できる決済会社はまだ確定しておりませんが、VISAカードやマスターカードなど

を含め、多くの決済が利用できることになる予定であります。

QRコード納付の利用のイメージ図を見ていただきたいと思います。

一番右側の地方団体から一番左側の納税者へQRコードの納付書が送付され、納付者は3つのいずれかの方法で納付します。その情報が共通納税システムを経由して地方団体へ送信される仕組みとなっております。

資料の2ページをお願いします。

4、納付書にQRコードが印刷されるイメージにつきましては、軽自動車税種別割の納付書と督促状納付書のテスト印刷したものをここに上げております。大きな丸の箇所にはQRコードが印刷されます。現在印刷されているバーコードにつきましては、コンビニ納付に必要なので継続して印刷いたします。

納税者の皆さんへの周知につきましてですけれども、今年度末に広報紙や市ウェブサイトへ掲載する予定であります。また、来年度の各税の当初納税通知書発送時にはQRコードの案内を同封しまして、市のツイッター、LINEでの発信、ほかウェブサイトにつきましては随時更新をして周知を図りたいと考えております。

以上で、地方税統一QRコードの導入についての説明を終わります。ご承知のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑等がありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） では、確認です。

今2の納税対象となる、3の納税方法の説明を今、何通りかあり、今度は今までは市の指定期間だけでは、だけしかだけど、今度はこれを使うと今全国どこでもいいということだったんですね。これには郵便局とかそういうのも同じことですか。その点をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○収納課長（小宮山佳浩君） 使用できる、納付ができる金融機関につきましては、QRコードを読み取るシステムがその金融機関に入っていればということになって、順次、今後金融機関でも導入されると考えておりますので、どこでもできるようになるのではと思います。

あと、ゆうちょにつきましても同様に使えるようになっておりまして、テストを今、行っ

ておるところであります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今までコンビニなんかで、バーコードみたいなのを読んでするんだけど、今度はそれはもう、バーコードはなくなるということですか。もう、このQRコードだけになるということ。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○収納課長（小宮山佳浩君） バーコードにつきましては、そのまま印刷しまして今までどおりコンビニでも使用ができますし、バーコードを読んでP a y P a y、L I N E P a yでも利用できるようになります。もちろん、同じようにQRコードを読んでやることができますので、バーコードはこのまま印刷して、コンビニ納付に主に使用される予定であります。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、令和5年からはこのパターンで準備ができるということなんですね。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○収納課長（小宮山佳浩君） 令和5年度から始まりますので、今それに向けて準備を進めているところであります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、地方税統一QRコードの導入についてを終わります。

次に、委員より収納課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で収納課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、（2）甲斐市地域防災計画素案について、担当より説明をお願いいたします。

山岡防災危機管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） ご苦労さまです。

それでは、防災危機管理課より甲斐市地域防災計画素案についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の確認ですが、まず、資料1、地域防災計画素案、あると思います。資料2で、ちょっと厚いもので新旧対照表の総則編、横になっているこれです。資料3の縦の別表、新旧対照表の別表。最後に意見・提言と。1枚ものです。よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

説明につきましては、まず資料1をご覧ください。

改正の背景となります。平成29年度の甲斐市地域防災計画改定以降、国は関係法令の改正や防災に関する各種ガイドライン等の見直しを行い、上位計画であります国及び山梨県の防災基本計画、山梨県地域防災計画が改正をされております。

このことを踏まえまして、上位計画等との整合性を図るため、今回甲斐市地域防災計画、甲斐市地域防災計画の改正を行うものでございます。

次に、2の改正概要、主な改正概要になりますが、（1）の市の防災施設等に関することでございます。

1点目としまして、総合防災訓練の実施時期について市長が別に定める日を追加をいたしました。現在は、防災の日である9月1日または防災週間の間に実施をすることとなっておりますが、残暑厳しいという意見もございまして、昨年度から試験的に11月に総合防災訓練を実施をし、検証を行っているところであります。そのことから、日程が別な日程になると予想されますので、市長が別に定める日を追加をさせていただきました。

2点目としまして、災害警戒本部の新設について、従来までは東海地震に備えるための災害警戒本部のみ規定がありましたが、今回県の計画と整合を取りまして、新たに風水害、通常の地震、南海トラフ地震に対しましても災害警戒本部の設置の規定を追加させていただいております。

3点目としまして、災害対策本部体制、分掌事務の見直しについて現在の組織機構に体制

を合わせるとともに令和元年度東日本台風等過去の災害の経過から浮き彫りになった課題等を踏まえまして、各課が担当する事務の見直しや編成を行っております。

4点目ですが、職員の配備基準及び動員の見直しについて、配備の基準となる防災気象情報に新たに河川情報や土砂災害警戒情報等を加えるほか、職員の動員体制を柔軟に対応できるように改めました。

続きまして、5点目としまして昨年度策定いたしました甲斐市国土強靱化地域計画の取組に即した内容も本計画に一部盛り込んでございます。

次に、(2)ですが、国、県による法令制度基準等に関することでございます。

1点目としまして、避難勧告、避難指示の一本化について、災害対策基本法の改正に伴いまして、従来の避難指示と避難勧告が避難指示一本になり、避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難に変更となったもので、本計画もこれに沿って修正をさせていただいております。

2点目として、広域避難に係る住民等の受入れに関する規定について、市町村を超えた避難に関し、災害対策基本法の改正に伴い記述を追加しております。

次に3点目としまして、高齢者などの避難行動要支援者における個別避難計画作成について、災害対策基本法の改正に伴いまして市町村の努力義務とされたことを受け、明記しております。

4点目としまして、高齢者施設等の要配慮者利用施設における避難計画について、災害対策基本法の改正に伴い、施設での避難訓練の実施報告の市への提出が義務化をされ、明記をしたところでございます。

5点目としまして、新型コロナウイルス感染症への対応に関する記述を加えております。

最後に6点目としまして、本市は南海トラフ地震では震度6の揺れが想定されていることから、南海トラフ地震特別措置法に基づき、対策推進地域に指定をされ、対策計画を策定する必要があります。そのため、地域防災計画に南海トラフ地震の対策計画を今回新たに設置をしたものでございます。

それでは、2ページ、次のページを見ていただきたいと思います。こちらにつきましては資料の2、新旧対照表、2冊ありますが、こちらを踏まえながら説明をさせていただきます。

主なものとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、(1)全編を通じた改正ということで、前回一般災害編となっておりましたが、風

水害その他災害編に修正をしてございます。

次に（２）の総則編でございます。第２章、防災計画の性格ということで、こちらの資料、横版の新旧対照表の１ページをお願いします。

まず、右のほうが新でございます、左が旧、旧から新に変わったところを追加なり変更したところを赤で修正しておりますので、そういった形の見方をお願いをしたいと思います。

まず、新の一番下のほうに赤字で書いてありますが、近年の大規模な地震、風水害を教訓に踏まえました内容とする旨を明記しました。熊本地震を教訓にというところで追加をしてございます。

次に、２ページを見ていただきたいと思います。

上の第４になりますが、国土強靱化地域計画についての内容を新設し、甲斐市国土強靱化計画を踏まえた本市計画に策定をする旨の明記をここに追加をしてございます。

次に、下の第３章、防災の基本理念及び施策の概要でございますが、やはり同じ２ページの下のところになりますが、下のほうの赤字、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進につきまして、ここに明記をさせていただいてございます。

次に、（３）風水害その他災害編になりますが、第２章、災害予防計画、下の、真ん中辺にあります、第２章、災害予防計画の第１節、防災組織の充実というところで、新旧対照表の１０ページ、上から３番目、第３のところは赤字になっておりますが、ここに甲斐市災害警戒本部を新設でここに入れさせていただいております。

次に、下の第３節、防災訓練に関する計画、先ほども説明しましたものでありますが、１７ページ、新旧対照表１７ページの上に実施時期とありますが、ここに市長が別に定める日ということで追加をさせていただいております。

次に、こちら資料１の３ページになりますが、第６節、風水害等災害予防計画、こちらについて新旧対照表の２１ページ、お願いします。

第４の３番になりますが、浸水想定区域の要配慮者利用施設について、避難訓練の実施結果報告の市長への提出義務についてこちらのほうへ追加をさせていただいております。

次に、第１２節、情報通信システム整備計画、こちらは新旧対照表の２７ページの真ん中、第１２節の第５になりますが、こちら民間航空機の活用についてドローンの活用、ドローンを使っての活用ということが多いので追加をここに、ドローンを入れさせていただいております。

次に、下の第14節、要配慮者対策の推進ということで、新旧対照表が33ページ、新旧対照表が、ごめんなさい、31から32ページです、すみません。31から32、こちらに（2）からになります、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、関係機関が連携し、個別避難計画の作成を進める旨、こちらを追加をさせていただいております。31ページから32ページの赤いところでございますが、追加をさせていただいております。

次に、資料1の4ページ、1枚めくっていただきたいと思っております。

第3章、災害応急対策計画、第1節、応急活動体制でございますが、34ページの上のほうです、第1、災害警戒本部の新設、先ほどもありましたが、こちらに本部ということで内容等を記載させていただいております。

続きまして、そのまま34ページになりますが、災害対策本部の設置基準を山梨県地域防災計画の内容に合わせて見直しをさせていただいております。これは第2の甲斐市災害対策本部1からこの赤字のものを追加をさせていただいております。

次に、35ページになりますが、下のほうから2番目、（2）本部員会議に（略）、エとありますが、こちらになります。災害対策本部に本部長が認める者を本部会議に参加させることができる旨の追加でございます。

次に、36ページ、お願いします。

災害警戒本部と赤字になっておりますが、甲斐市災害警戒本部の組織図及び分掌事務の見直しということで、こちらに追加をさせていただいております。

こちらについては、資料3の横の新旧対照表、こちらを見ていただき、1ページから12ページ、これに災害対策本部組織図、1ページ目が旧、古いものです、2ページ目が新、ここが対象になります。その後、事務分掌としまして、まず旧が来まして、新が8ページからという形で、また見ていただければと思います。12ページまでが災害対策本部組織図の事務分掌の見直しでございます。

続きまして、資料の2、新旧対照表、こちらです、の36、37に災害警戒本部の設置基準、組織図、分掌事務等を追加とあります。これが、36、37のところですが、細かい資料については資料3のこの縦のほうの13ページから警戒本部については旧がございませんので、ここから新たに新でこの部分を17ページまで追加をさせていただいております。

次に、第2節の職員配備計画になりますが、資料2、この横のほうでいくと37ページの真ん中になります。こちらに別紙5参照とありますが、やはりすみません、この縦の資料3の18、19ページに掲載をさせていただきます。左が旧で右が新でございます。これは配備基準

の見直しでございます。職員配備基準の見直しでございます。

続きまして、第4節の応援協力要請計画という中で、横版の新旧対照表43ページをお願いいたします。

下のほうの、ちょうど真ん中の第6です、広域避難とあります。市外への避難に関する広域避難について内容をここに追加をしてございます。

次に、資料1、5ページをお願いいたします。第16節、避難計画。横版の新旧対照表資料は73ページをお願いいたします。

丸ポチの2番目になりますが、避難勧告、避難指示を避難指示に一本化し、避難準備・高齢者等避難開始は、高齢者等避難に変更ということで、73ページの赤い字の下のほうに、「なお、市の避難指示」こちらのほう、直してございます。

続きまして、資料の73ページでそのままになりますが、避難基準について荒川、貢川その他の河川を加えるとともに判断基準となる内容について充実をしたということで、縦の新旧対照表、資料3の32、37、32ページが旧になりますが、33から新ということで、各河川名、釜無川や塩川、荒川、貢川という形の中で、変更をさせていただいてございます。

次に、資料2ページ、横版の新旧79ページをお願いいたします。

一番下のカになるかと思いますが、避難所の管理運営について感染症対策や女性、子供への配慮、自主防災組織との連携等に関する記述を追加をしております。79から80ページに赤字で追加をさせていただいております。

続きまして、第32節の民生安定事業であります、横版の新旧は100ページをお願いいたします。

罹災の関係になりますが、丸ポチの2番目、罹災証明書の交付等において住居被害の調査、判定の早期実施についてを追加をさせていただいてございます。100ページのちょうど真ん中に赤字で追加をしてございます。

続きまして、資料をめくっていただき6ページをお願いいたします。

(3)の地震編になりますが、第9節、防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進ということで、横版の新旧対照表の122ページになります。上のほうになりますが、防災知識の普及、教育に南海トラフ地震に関する内容を追加をさせていただいております。

続きまして、第3章、災害応急対策計画の第1節、応急活動体制、こちらの新旧対照表132ページになります。地震災害警戒本部に係る内容を追加ということで、ちょうど132ページの下の方に赤字で本部の追加ということで追加をさせていただいてございます。

次に、資料の7ページを見てください。第2節、職員の配備計画。こちらは新旧対照表133ページの下のほうに別表14参照とあります。こちらは職員の配備計画について配備基準に南海トラフ地震に関する情報を追加し、活動内容の部分を一部見直しをしてございます。こちらは縦型の新旧対照表の44、45、こちらに左が旧で右が新ということで、赤字が訂正をしてございます。

次に、第5章、南海トラフ地震防災対策推進計画ということで、資料、新旧対照表横の150になりますが、こちらにつきましては新規に追加ということで、みんな赤字になってございます。南海トラフ地震措置法に基づきまして、今回新たに作成するものでございます。内容につきましては国が示したガイドラインや作成例を参考に作成をしており、資料こちらの1のとおりです、本計画は第1章、第1節、総則、第2節、関係者との連携協力の確保、第3節の時間差発生等における円滑な避難の確保、第4節、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、第5節、防災訓練計画、次の8ページを見ていただきたいと思いますが、第6節、地域防災上必要な教育及び広報に関する計画の6節で構成をしてございます。こちらについて追加をさせていただいております。

雑駁ですが、以上をもちまして3の主な改正内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、8ページの4番を見ていただき、4、5があるのですが、本年計画素案に対する意見・提言の提出ということで、先ほど1枚ものがありますが、こちらの内容を見ていただきまして、12月14日水曜日までに防災危機管理課または議会事務局のほうに提出をしていただければありがたいと思います。

5番、今後のスケジュールになりますが、この12月12日に甲斐市防災会議を開き、説明をし、12月からパブリックコメント、また、山梨県との協議を行いまして、内容等を詰めていきたいと思っております。詰めた結果甲斐市防災会議や今後の総務教育常任委員会に報告をし、公表をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上となります。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） まだ、ほとんど読んでいないので、ちょっと分からないところで、106ページの水防警報を行う河川区域と言うんですか、これには亀沢川とかそういうのは入らないんでしょうかね。

○委員長（清水和弘君） 奥山防災減災係長。

○防災減災係長（奥山正広君） こちらにつきましては、まだ県のほうが公表をしていない河川になっておりますので、現段階では入っておりません。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 亀沢川も氾濫したりとか崩れたりと何度か我々も見ておるので、その辺は警戒してほしいなと感じはしますけれども、県のはよく分からないので。

もう一つですが、122ページで東海地震と南海トラフ地震とありますけれども、この防災はもともと東海地震から始まっているのですが、東海地震は今、何と言うんですか、何年以内とか、あるいは震度どのくらいとかそういうのは情報としてはどうなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 奥山防災減災係長。

○防災減災係長（奥山正広君） 東海地震に関する情報に関しましては、既に県のほうで廃止となっておりますので、今回の東海地震に置き換わりまして、今度南海トラフ地震の情報が追加になりまして今回改定といういきさつになっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 東海に加えて南海トラフということですね。東海がなくなったわけではないですね。どちらかという、我々にとっては東海地震のほうがちょっと身近というか、ありますから、その辺をちょっと気にしてもらって。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。松井委員、答弁は。

山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 東海地震ももちろんなくなっているわけではありませんので、今回山梨県も南海トラフの地域と指定されておりますので、こういった形で南海トラフを追加させていただいております。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。そのほかございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） この最初の資料のこの辺のところにあります（2）国、県による法令制度基準等とありますよね。その③の中に避難行動要支援者における個別避難計画作成の努力義務化とありますよね。この努力義務化というのは国が各都道府県には努力義務として出

している、通告が来ているということでもいいんですか。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 今現在作りなさいというよりも努力をして作れということですので、今うちのほうも福祉課と協力しながら作っていく方向で今、進めております。

○委員長（清水和弘君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 多分そうだと思うんですけども、ただ、この地域個別避難計画の作成というのは非常に今、手間取っていて、なかなか進んでいない実態の中で、これ、甲斐市の地域防災計画案ですよ。その中で独自に甲斐市として、この個別避難計画作成を義務化という言葉に替えることはできないんですか。この個別避難計画作成というのは各地域で作るものですよ。自分たちの地域に住んでいる方たちの個別避難計画を作るということで民生委員さんとか、そういうところで資料を作るんだと思うんですけども、各自治会、理事会なんかと協力して作るんだと思うんですけども、そこをこの努力をつけてしまうといつまでたってもこの温度差が縮まらなくて、いつまでたってもこの要支援者の計画ができないのが、今甲斐市の現状かななんて感じますので質問をしていますけれども、この辺というのは甲斐市独自のこの地域防災計画ですから、そこにはそういう言葉を、努力義務ではなくて義務という言葉ではできないのかということの質問です。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 新旧対照表の31ページを見ていただきたいと思いますが、ここに（2）で個別避難要支援者に複数の支援員を配備し、地域の実情に合わせた、ここ、努力義務は国で言っていることですので、うちの計画では計画を作成するという中で、赤字でいろいろなものを追加させていただいておりますので、努力義務という言葉はうちの計画の中には入れて……。

〔発言する者あり〕

○防災危機管理監（山岡広司君） します。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。滝川委員長。

○委員（滝川美幸君） ある程度半強制的みたいな形で各地域に、では、作ってくださいと強く言えるということですね。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） その作ってくださいの中で、まず最初に地域の中でも防災に力を入れている地域を探しながら福祉課と協働しながら、まず最初にどこか一つ作った中

で、それを土台にしてほかの地域にもこういった形で作ってほしいという方向で今、進めています。一つの今、自治会をちょっと見つけながら作って、それをこういった形で順次作っていただきたいというモデル的なものを今、考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市地域防災計画素案についてを終わります。

次に、（４）その他について担当より説明をお願いします。

山岡防災危機管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） それでは、防災危機管理課からその他何件かありますので、ご報告等させていただきたいと思います。

まず1点目が、甲斐市総合防災訓練につきまして去る11月6日に実施をし、議員の皆様方にはご協力等ありがとうございました。今回の訓練につきましては、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症防止の観点から規模を縮小して実施をしたところでございます。住民自治防災組織の訓練としまして、シェイクアウト訓練、安否確認、情報伝達訓練、指定避難所仮設トイレ訓練等を行ないまして、安否確認、情報伝達訓練の結果につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

まず、自治会からの報告によりまして、安全を確認した人数が4万7,555人、4万7,555人。安否を確認できなかった方が6,033、6,033。合計5万3,588名の報告がございました。

報告が参加人数と捉えまして、今回全体が約甲斐市7万6,000名あります。報告が5万3,588名ですので、70.5%の参加ということでございましたのでご報告をさせていただきます。

続きまして、令和5年の甲斐市消防団の出初式につきましてでございますが、日時につきましては令和5年1月8日の日曜日、1時30分開始をしていきたいと思っております。会場は竜王小学校のグラウンド、雨の場合は竜王小学校体育館で実施をいたします。今回もコロナ禍のため規模を縮小ということで、来賓の参加につきましては、議員さんにつきましては議長、副議長、総務教育常任委員の方々の参加をお願いをしたいと思います。服装につきましてははっぴ、制帽、白手袋ということで、よろしくお願いします。また案内につきましては通知で差し上げますので、よろしくお願いします。

続きまして、今週の土曜日に宿泊、避難所の宿泊実施訓練を予定をしておりましたが、こ

このコロナの関係で2日連続1,000人を超え、甲斐市でも100人超えということで、今回の宿泊体験実施につきましては中止ということになりました。夏も中止、冬も中止ということですが、コロナ禍の状況を踏まえまして、そんな形で実施を中止ということでご報告をさせていただきます。

最後になりますが、お手元にこの図があると思いますが、甲府地区広域行政事務組合から西消防署の庁舎建て替えに伴う用地の借用についてということで、11月14日付に甲斐市に依頼がございました。甲府地区広域行政事務組合西消防署庁舎につきましては昭和49年に建築をし、築48年で老朽化により各所で修繕が必要となっているところでございます。甲府地区広域行政事務組合消防長、甲府広域行政事務組合の消防庁舎整備検討委員会におきまして、庁舎の建て替えを最優先に計画をするということで決定をしたところでございます。それに伴いまして、今現在あります西消防署があります土地について、今無償で貸しておりますが、こちらの図を見ていただきたいのですが、まず、この点線になっている部分が今、うちで無償で貸している土地でございます。緑色が広域で持っている土地でございます、この緑と点線を含めた土地について今、利用している状況です。今回3,000平米ということの中で黄色く枠をしている、ここには消防団本部詰所等があるこの場所も追加をして、合計の3,000、うちで貸すのは3,013.28平米を無償でお貸しするというところで回答をしたところでございますので、ご了解、ご理解をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上となります。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今泊まり込みの訓練、何か人数もずいぶん多いという話だったです。

どのくらい。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 敷島北小学校体育館ということですので、運営委員としまして境北、南委員、牛句の運営委員が30名ぐらいかな、30名おりまして、それ以外に参加者が20名ということで、おおむね50名の中で教室を使う、また、宿泊も兼ねるということで、今回中止をさせていただいたところでございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、その他、終わります。

次に、委員より防災危機管理課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ないようですので、以上で防災危機管理課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が退出を行います。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時27分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、（3）令和4年度教育委員会の自己点検・評価報告書について教育部各課より一括で説明をお願いいたします。

名取教育総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） よろしくをお願いいたします。

令和4年度教育委員会の自己点検・評価報告書について説明いたします。

別冊資料をお願いいたします。

この件につきましては、本年度5月に一度口頭にて経過についてご説明しておりますが、最終的に公表する報告書ができましたので、説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会事業の点検評価につきましては年に1回報告書を作成し、公表することになっております。一昨年までは経営戦略担当で行っている市全体の事務事業評価の公表により、議会報告も含めてこれに代えておりましたが、市の事務事業評価の制度自体が変更となりましたので、市教育委員会が独自に行う必要があります。そのため、今年度様式を変えてこの別冊資料を作成いたしました。評価対象につきましては令和3年度の事業になります。主な内容について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1ページ、第1の1に概要があり、先ほどお話しした経過などが記載してあります。

2に内容があります。本市教育委員会の施策につきましては、甲斐市の教育振興基本計画である創甲斐教育推進大綱の下、事業を行っております。これに市全体の事務事業評価で行う教育部の内容を加えまして、評価対象事業件数は事務事業評価が7件、第2次創甲斐教育推進大綱に関する事業評価が34件の合計41件となっております。

分かりにくいかもしれませんので、もう一度ご説明します。

令和3年度の対象事業ですが、市全体で行う事務事業評価のうち教育部の評価対象事業を7件、第2次創甲斐教育推進大綱に関する事業評価が34件の合計41件について自己評価を行い、先月の第7回定例教育委員会において報告させていただいた件を今回総務教育常任委員会で報告をさせていただきます。

次に、3、評価の基準ですが、事業の方向性としてAが拡大、Bが業務改善、Cが現状維持、Dが統合、Eが縮小、Fが休廃止となっております。

4、評価の視点ですが、創甲斐教育推進大綱事業の施策項目の指標と教育委員会内の事務事業を基に、実施値及び取組内容と目標値を踏まえて分析効果を行います。

5、公表については本市ウェブサイト及び議会において公表いたします。

2ページ、3ページは教育委員会の構成と定例会の議題について記載してあります。

4ページ、5ページは学校訪問、学校行事、研修会等への参加内容、総合教育会議の開催内容につきまして記載してあります。

6ページからが点検評価シートになりまして、まず、経営戦略担当で行っている全体の評価の中の教育委員会の該当事業となります。事務事業の計画では取組要旨、取組の指標を記載し、真ん中の表には事務事業の実行として成果指標、活動指標を記載しています。業務改善が必要となる事業Bについてのみ説明いたします。

6ページの学校評価事業です。2番目の項目として事業概要があります。学校教育法の規定により、全国の小・中学校全てが評価に取り組んでいる。教職員の負担軽減のため、市で一括してアンケートの印刷及び集計処理を業者委託しているという内容です。

最後の分析、評価の理由欄に調査手法の検討が必要であるとあります。これは現在児童・生徒、保護者、教員に対しましてアンケートについて紙ベースで行っておりますが、ICT化が進むに伴い、パソコンやスマホでの利用方法について検討いたします。

次に、8ページ、8ページの市単独学校教育支援員等配置事業です。事業概要は学校教育支援員、学力向上支援スタッフ、スクールサポートカウンセラー配置、部活動顧問報酬等となります。

最後の分析、評価の理由の欄ですが、人手不足であり、正教員でさえも満足に配置できていない中で人材確保、人的配置について安定した手法を検討していく必要があるという内容になっております。

次に、9ページの学習系ネットワーク管理費ですが、GIGAスクール構想に関連する学習用ネットワーク管理及びパソコンの運営経費となります。

最後の分析、評価の理由欄にはICTの環境整備だけではなく、効果的な活用方法について検討していく必要があるという内容です。あとの項目は現状維持となっております。

13ページをお願いします。

13ページからは創甲斐教育推進大綱に基づいた点検評価となります。13ページには施策の体系を記載してあります。この項目でも評価対象数が多いため、業務改善の項目についてのみ説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

指標につきましては、市独自の長期欠席児童・生徒用アンケートにおける不登校児童・生徒の割合です。

最後の分析、評価の欄ですが、適応指導教室などの活用により再登校、学校復帰への足掛かりとなった一方で、コロナ禍により不登校が急増しているという結果になっております。何らかの手法によりまだ取り組んでいく必要があるということです。

続きまして、44ページをお願いいたします。

指標につきましては、甲斐市学校評価教職員アンケートにおける「あなたは校内研究に主体的に関わっている」の設問に「とてもそう思う」と回答した教職員の割合です。

最後の分析結果を見ますと、研修へ参加する人数の減少が見られます。今後は研修内容の見直しにより、研修に関わる機会の増加を図りたいという内容です。

続きまして、46ページをお願いします。

指標につきましては、甲斐市子供の学習支援事業に参加した生徒のうち「満足」と感じた生徒の割合ですが、これは唯一の拡大事業となっております。真ん中のグラフを見ますと、6年度の目標値を既に超えていて、また、2年度から3年度へも微増という内容となっております。さらに対象を広げて事業に取り組んでいくか検討するという内容となっております。

以上のような内容になっておりまして、統合、縮小、休廃止についてはございませんでした。

なお、既に目標値を達成してしまっている事業、また、現時点で届いていない事業があり

ます。第2次創甲斐教育推進大綱は令和2年度から6年度までの5年間の計画でありまして、令和3年度は計画がスタートして2年目であります。指標となっている学習への理解やイベントの開催数など、コロナの状況により考え方や取組方が変化していく中で数値については今後も上がったり下がったりという状況であると思います。最終年度の令和6年度にはこの目標を達成していくという数字でありますので、ご理解いただきたいと思います。

最後の48ページからは、資料として各事業別の予算額、決算額を掲載しております。

教育部ではこのような形として毎年教育委員会に報告後、議会、常任委員会へも報告をさせていただきます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 改善ということで、資料の21ページの業務改善ということの中で、分析評価の中に不登校ということでもっと説明があった中で、内容にもコロナ禍での不登校が急増しているということがここに書かれていますけれども、この中でコロナ禍で、何て言いますかね、去年あたりはかなり、夏休みとか冬休み、入学式なんかも延長になったりして、かなり家庭での過ごす時間が多いということで、かなり不登校になったという方が多いと思いますけれども、その後今現在は、これは令和3年度ですけれども、今からこの、今現時点、直近ではどのようなのですか。4月から始まっているわけですから、その直近の情報というのはわかりますかね。分かればお教え願いたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 坂本学校教育課長。

○学校教育課長（坂本公彦君） 昨年度不登校者数、不登校の割合ですが2.75%ということで、162人の人数となります。直近で10月末現在ですが、パーセンテージまではちょっと申し訳ありません、出してありませんが、人数で言いますと148人ということで、かなり昨年度に近い不登校者数があり、私たちも強い課題意識を持って各種機関と連携しながら対応しているところであります。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。ありがとうございます。

今、162人という方が一番のときのピークのときではなかろうかと思っておりますけれども、コロナ禍の中で学校が短縮になり、家庭での過ごし方が多くなる。それを理由に不登校になっ

たということが多いと思うんですけども、その前のときよりも急激にぐっと上がったということだと思いますけれども、その中において去年は、今の数字だと142人、20人ぐらいが減少しているということで、また、コロナ禍でまた第8波が来るということで懸念をされているところですけども、そうは言っても今後はこうなっても甲斐市とすれば学級閉鎖とか自宅待機というのは考えているということはあると思いますか。そんなことは。

○委員長（清水和弘君） 坂本学校教育課長。

○学校教育課長（坂本公彦君） 現在学校教育課の所管する小・中学校においては、学級閉鎖や学年閉鎖については、そのときの状況に応じて欠席者数が増え、またその中でコロナ禍による感染が拡大しているということが確認された場合については数日の学級閉鎖等を行なっているところでもありますので、ただ、本市だけではなく全国的にも臨時休業というような学校全体を休むというようなことの対応というのは、ほとんどなくなっているというような確認であります。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考までに、コロナ禍の前の不登校はどのくらいだったのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 金丸指導監。

○指導監（金丸 徹君） 平成30年の段階ですと小学校が17人、中学校が52人の合計69人となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 評価の基準のところではちょっと確認をしたいのですが、A、B、C、D、EというE、Fかな、あるんですけども、今この現時点では令和3年度の結果としてはBとCということになっているんですけども、この点について今後目指していくべき目標とすればCをBにするという、この5年間の間にそういう形で持って行くというその目標というか、そういう流れでやっていくという認識でよろしいんですか。

○委員長（清水和弘君） 名取総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、第2次創甲斐教育推進大綱は令和2年度から6年度までの5年間の計画であります。現状維持のものはこのまま進め

て、当然業務改善があるものについてはその原因を探って、来年度は現状維持というような形になればいいと思いますが、当然令和6年度の実績値がそれを上回れば、私たちとしてはその成果があったのかなということも考えられますので、現状維持を続けながら業務改善があるものについては現状維持をして、最終的には目標の数値を超えられるような数値に持って行きたいなという考えであります。よろしくお願いします。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 単純な考え方だけでも、評価することによって現状維持なんだけれども、次のときにはBに上がったという、そういう方向で取り組んでいくということでもいいということ。その辺のところは、ということだよ。そういう理解をしているんだけど、それでいいですか。

○委員長（清水和弘君） 名取総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） そのとおりでございます。よろしくお願いします。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 49ページのちょっと生涯学習のことで伺います。

各公民館で、やはりいろんな活動が中止になっているところも多い中で、ちょっと公民館によって非常にその活動を中止する公民館としない公民館とって分かれているんですけども、その辺は市として教育員会として、その基準というものが設けているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） 公民館につきましては、公民館に統一したガイドラインを設けております。また、公民館等で令和、昨年度の途中までですけれども、最初のうちはなるべく自粛をお願いしますというような言い方をしていましたが、現在についてはガイドラインを守った上にお使いくださいという考えにしております。また、各館で行っております公民館まつりにつきましては、実行委員会がありまして、そちらで検討していただいているんですけども、市のほうとしてはできるだけやっていただく方向では考えています。しかし、練習をしたりとか作品等をつくったりするというような準備の中で各公民館ごとでその辺ができる、できないというところを判断していただきまして、各公民館のお祭りは実施するかしないかというように判断をしていただいております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。ただ、北部公民館では北部ふれあいは、あれは毎年行っている。南部公民館ではこのところずっとしていないんです。そういうことで、利用者でもそういう反応もいろいろ分かれている中で、基準というものがあるのかないのか伺ったところですけども、分かりました。理解しておきます。ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、令和4年度教育委員会の自己点検・評価報告書についてを終わります。

次に、委員より教育委員会関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で教育委員会関係のその他を終了します。

次に、次第の4、その他を行います。

委員よりその他ありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないですか。

事務局よりその他、ありましたらお願いします。

森田係長。

○書記（森田 公君） それでは、事務局より2点お願いいたします。

1点目ですが、成人式についてお知らせいたします。本日机上にピンク色の封筒を置かせていただきました。既に総務教育常任委員会におきまして所管課より報告がありましたとおり、令和5年1月8日日曜日、甲府の記念日ホテルで執り行われます。案内につきましては、正副議長、総務教育委員、厚生建設の常任委員長、計10名に出されております。

なお、後日出欠を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、当日は先ほど防災危機管理課より報告がありましたとおり午後から出初式を行う予定となっております。総務の委員さんにおかれましては1日の対応となりますので、よろしく願いいたします。

次に2点目です。先日の視察研修の精算ですが、委員長と協議の結果、視察先で撮りました集合写真を皆さんに配付するということになりましたので、少し大きく現像したものを後

日配付させていただきたいと思います。

なお、費用につきましては徴収いたしました中から支出をさせていただき、その後返金等の精算をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないようですので、その他を終了します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時49分